

|     |             |
|-----|-------------|
| 制定日 | 2002年4月19日  |
| 制定者 | 気楽なサロン運営委員会 |
| 改定日 | 2005年6月21日  |
| 改定日 | 2007年4月24日  |
| 改定日 | 2014年7月24日  |
| 改定日 | 2016年5月18日  |

# 気 楽 な サ ロ ン 規 約

パソコンクラブ「気楽なサロン」

## パソコンクラブ気楽なサロン 規約

|         |   |
|---------|---|
| 名 称     | 第1条 この会の名称はパソコンクラブ「気楽なサロン」と称する。   |
| 目 的     | 第2条 松下退職者の会員が、会員相互の親睦とふれあいを図るために、誰に遠慮もなく気楽に話し合える、パソコン同好会である。  |
| 活 動     | 第3条 前項の目的を達成するため次の活動を行う。<br>1) オフラインミーティング（総会と例会"オフミ"）を定期的で開催する。<br>2) 主としてオフミで活用するために、この会の共用パソコン設備を有する。<br>3) 会員の活動状況報告と入会等案内を主とする、この会のホームページを開設する。<br>4) ホームページに会員だけの閉じた、メッセージボードを開設する。<br>5) 松寿会活動の主旨に賛同し、同好会パソコンクラブとして加入する。 |
| 会 員     | 第4条 この会は松寿会の会員、又はそれに準じる会員で参加を希望し、年会費を納入した者を会員とする。   |
| 名 誉 会 員 | 第5条 会員が脱会し、継続して会員との不定期のふれあいを希望する場合、総会に出席した3分の2の会員の賛成により推薦された者を名誉会員とする。  |
| 運 営 費   | 第6条 この会は年会費、松寿会の同好会助成費によって運営する。但しイベント等では特別会費を徴収する。  |
| 運 営 委 員 | 第7条 この会を運営するため、会員相互より運営委員を選出し会の運営に当たる。運営委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。  |
| 運 営     | 第8条 ここに規定されていない事項については、必要により運営委員会で協議決定の上、随時会員に案内し、円滑な運営を図る。   |
| 運 営 細 則 | 第9条 運営に係る細則は、別に定める「気楽なサロン運営細則」による。  |
| この会の所在地 | 第10条 パナソニック電工（旧松下電工）松寿会館に置く。  |
| 付 則     | この規約は2016年（平成28年）5月18日例会で承認後、発効する。  |